

訪問介護事業所 つばさ 運営規程

(訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス)

目 次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 職員の職種別員数及び職務内容（第4条～第6条）
- 第3章 営業日、営業時間及び事業の実施地域（第7条～第8条）
- 第4章 サービスの内容・利用料等（第9条～第12条）
- 第5章 緊急時の対応等（第13条～第14条）
- 第6章 その他運営に関する重要事項（第15条～第23条）

社会福祉法人 正生会

訪問介護事業所 つばさ 運営規程

(訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正生会（以下「事業者」という。）が開設する訪問介護事業所 つばさ（以下「事業所」という。）が行う**指定訪問介護事業及び介護予防訪問介護相当サービス事業**（以下これらを「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員が**要介護又は要支援**の状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な**訪問介護サービス及び介護予防訪問介護相当サービス**を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者の多種多様な福祉ニーズに対応できるよう福祉サービスの内容を充実させるとともに、職員の質を向上させ、より良い福祉サービスの提供を目指すものとする。

- 1 常に笑顔を中心掛け、明るく思いやりのある態度でふれあい、利用者・家族・地域住民との信頼関係をサービスを通じて築き上げます。
- 2 常に利用者への心配りを忘れず、心の通ったサービスを提供し、有意義な施設・在宅での生活を過ごして頂けるよう努めます。
- 3 常に前を見つめ、探究心・向上心を持って、自己の能力、技術向上のため、自己研鑽に努めます。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護事業所 つばさ
- (2) 所在地 静岡県焼津市田尻北792-1

第2章 職員の職種別員数及び職務内容

(職員の職種別員数)

第4条 事業所に勤務する職種別職員の員数は次のとおりとし、一部の職種については兼務とすることができる。

- | | | |
|---------------|--------------------|---------------------------------|
| (1) 管理者 | 介護福祉士 | 1名（兼務） |
| (2) サービス提供責任者 | 介護福祉士 | 1名以上（兼務） |
| (3) 訪問介護員 | 介護福祉士及び
2級課程修了者 | 常勤換算で2.5名
以上（非常勤職員含む） |

(職務の内容)

第5条 前条に規定する職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者 事業を統括し、職員を指揮監督する。
- (2) サービス提供責任者 利用申込みに対する調整、訪問介護計画又は介護予防訪問介護相当サービス計画（以下これらを「訪問介護計画」という。）の作成並びに訪問介護員に対する技術指導及び相談業務に従事する。
- (3) 訪問介護員 訪問介護計画に沿った身体介護、生活援助サービス等に従事する。

(職員の勤務体制の確保)

第6条 事業者は、利用者に対し、適切なサービスが提供できるよう訪問介護員の勤務体制を定めておくものとする。

第3章 営業日、営業時間及び事業の実施地域

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
但し、1月1日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分
- (3) サービス提供時間 7時00分から19時00分

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- (1) 焼津市・藤枝市

第4章 サービスの内容・利用料等

(サービス内容の説明)

第9条 事業者は、サービスの開始に際し、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成したサービス内容等を利用者及びその家族に説明して理解を得るものとする。

(事業の内容)

第10条 事業者は、事業を実施するため職員に次の事項を実施させるものとする。

- (1) 訪問介護計画の作成

- (2) 身体介護
- (3) 生活援助
- (4) 要介護・要支援区分認定等の申請の援助
- (5) 市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他のサービス提供事業者との連携
- (6) サービス提供記録の作成
- (7) その他この事業に関連する事項

(利用料等)

第11条 事業者がこのサービスを提供した場合の利用料の額は、重要事項説明書のとおりとし、当該サービスが法定代理受領である場合は、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 サービスの利用に当たって、利用者が守らなければならない事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用指定日の取消し、変更をする場合は事前に連絡をすること。
- (2) 職員に対し、宗教活動、政治活動を行うことはできないこと。
- (3) サービスを実施するために必要な物品、光熱水費は無償で提供すること。
- (4) 利用者に対するサービス以外の家族サービスを求めないこと。
- (5) 利用者に対する医療行為、医療補助行為を求めないこと。

第5章 緊急時の対応等

(緊急時の対応)

第13条 訪問介護員は現に事業のサービス提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合は速やかに主治医への連絡を行う等の措置を講ずるものとする。

(苦情処理)

第14条 事業者は、利用者又はその家族から苦情があった場合には、迅速かつ適切な対応をするものとする。

2 利用者又はその家族からの苦情に対して、市町村が行う調査に協力するとともに、助言を受けた場合は改善に努めるものとする。

第6章 その他運営に関する重要事項

(身分を証する書類の携帯)

第15条 事業者は、訪問介護員に身分を証明する書類を携帯させ、初回訪問時、又は利用者及びその家族から求められた時は、提示するよう指導す

るものとする。

(職員の健康管理)

第16条 事業者は、職員の清潔の保持、及び健康状態について必要な管理を行うものとする。

(掲 示)

第17条 事業者は、事業所の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、その他サービスの内容等重要事項を掲示するものとする。

(秘密の保持)

第18条 事業者は、業務上知り得た利用者、代理人並びに利用者の家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する者の命令による場合並びに別に定める文書（個人情報の使用に係る同意書）により同意がある場合に限り開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

2 訪問介護員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(虐待防止のための措置)

第19条 利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(介護事故発生時の対応及び防止等)

第20条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

2 事故が発生した場合には、事故状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に対し賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに対応するものとする。

4 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。

5 事故発生防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに、職員に対し定期的な研修を行うものとする。

(職員の研修)

第21条 事業者は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年6回

(記録等の整備)

第22条 事業者は、設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 利用者に対するサービス提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか運営に関する事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成13年 7月 1日から施行する。
- この規程は、平成13年 9月 1日から施行する。
- この規程は、平成15年 6月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年12月12日から施行する。
- この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成20年12月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 9月 1日から施行する。
- この規程は、平成22年11月 1日から施行する。
- この規程は、平成23年 4月15日から施行する。
- この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年 7月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成29年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7月 1日から施行する。